# 緊急小口資金特例貸付の申請の手引き

離職、自営業の廃止またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少した 方を対象とした、特例貸付(緊急小口資金)のご案内です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止から、**郵送による申請**の手続きとなりますので、 よろしくお願いします。

# ■同封資料

- ①緊急小口資金特例貸付のご案内
- ②申請から資金交付までの流れ
- ③確認チェックリスト
- 4聚急小口資金特例貸付借入申込書
- ⑤緊急小口資金特例貸付借用書
- ⑥緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書「借用書裏面]
- (7)収入の減少状況に関する申立書
- ⑧提出書類の記入例(④~⑦)(ホッチキス止め)
- ⑨返信用封筒

# 緊急小口資金特例貸付のご案内

### ■貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時 的な生活維持のための貸付を必要とする世帯です。

#### ■貸付金額の上限

10万円又は、20万円(一括交付)

- ★特に必要と認められた場合(20万円の場合)
  - ア:世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
  - イ:世帯員に要介護者がいるとき。
  - ウ:世帯員が4人以上いるとき。
  - エ:世帯員にi又はiiの子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき。
    - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
    - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
  - オ:世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
  - カ:特記事項のアからオのいずれにも該当しないものの、10万円を超える貸付を 希望するとき。
    - ※小学校等:小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、 放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等。

### ■据置期間

令和5年12月末まで

### ■返済期間

2年以内(24回以内)

### ■保証人

不要

# ■利 子

無利子

### ■お申込みに際して必要な書類

- (1)住民票(<u>世帯全員・続柄が記載されており、発効後3か月以内のもの。同住所で居住</u>されている方すべての住民票)
- (2) 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等顔写真付きのもの)のコピー
- (3) 通帳又はキャッシュカードのコピー(振込口座の確認用)
- (4)申請書一式

#### ■お申込方法

お申込みに当たり、新型コロナウイルス感染の拡大防止を踏まえ、知多市社会福祉協議会 宛てに郵送での申請をお願いします。

\*審査により却下となる場合もございます。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を 受けた場合、貸し付けた資金を即時に返還いただきます。

# 申請から資金交付までの流れ

# 1. お申込みができる方の確認

下記項目に1つでも該当する方は、お申込みができません。

- □住民票記載の住所が「知多市」ではない方
- □20歳未満の方(未成年の場合は、婚姻又は親権同意があれば貸付対象となります)
- □現在、生活保護を受給(申請)している方

# 2. 必要書類の準備

# ◆必要書類一式

- □ 住民票(世帯全員・続柄記載/原本/発行3か月以内/同住所で居住しているすべての方の住民票) ※本籍地・マイナンバー表示は不要
- □ 通帳、またはキャッシュカード(写)
  - ※金融機関名、支店名、口座名義、口座番号の分かる部分のコピー
- □ 本人確認書類(顔写真付きのもの)
  - ※いずれか1つ、外国籍の方は在留カード又は特別永住者証明書が必須
  - ア. 運転免許証(住所変更している場合は両面コピー)
  - イ. マイナンバーカード(保護ケースに入れたまま表面のみコピー)
  - ウ. パスポート (顔写真のページ、所持人欄(現住所の記載) のページのコピー)

# 【外国籍の方は必須】

在留カード又は特別永住者証明書(住所変更している場合は両面コピー)

### 3. 申込みの記入

# ◆ご記入いただく書類

- □ 借入申込書(緊急小口資金特例貸付借入申込書)
- □ 借用書 (緊急小口資金特例貸付 借用書)
- □ 重要事項説明書 (緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書)
- □ 申立書(収入の減少状況に関する申立書)

≪ご記入いただく際の注意事項≫

- ・記入例を参考に記入ください。
- ・黒ボールペンで必ず記入ください。フリクションやえんぴつを使用しないでください。
- ・必ず申込人が自筆で署名・記入ください。
- 訂正は二重線<del>(OO)</del>を引き、余白に記入ください。

### 4.送付前の確認・郵送

「確認チェックリスト」に基づき、必ず確認いただき、返信用封筒に切手(定形外50gまで120円、100gまで140円)を貼って郵送してください。

- ※借用書と重要事項説明書は控えとしてコピーを取ってください。
- ※郵送での提出が難しい方は、申請書類・添付書類を揃えて直接ご持参ください。
- <u>5. 知多市社会福祉協議会にて受付・申込書類を確認した上で、ご連絡させていただ</u>きます。

### 6. 愛知県社会福祉協議会にて審査・資金交付

愛知県社会福祉協議会が申込書を受理してから約1週間後に送金される予定ですが、今後 お申込が集中した場合、遅れることがございますのでご了承ください。

### ■申請書の送付・問い合わせ先

知多市社会福祉協議会 自立生活サポートセンター (新型コロナ特例貸付係)

住 所:478-0047 知多市緑町32-6(市福祉活動センター内)

電 話:0562-39-3060

受付時間:午前9時~正午、午後1時~午後4時(土・日・祝日・年末年始を除く)